

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程

平成15年 8月21日

改正

平成15年10月11日 調整第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第2項の規定に基づき、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会議に提案する事項について、協議又は調整を行う。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

(幹事)

第4条 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に、幹事長1名及び副幹事長2名を置く。

- 2 幹事長は、関係町村の助役の協議により、関係町村の助役のうちからこれを選任し、会務を主宰し、幹事会を代表する。
- 3 副幹事長は、前項の規定により、幹事長に選任された者を除く2名をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指定した副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長は会議の議長となる。

- 2 幹事会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(専門部会)

第8条 幹事会で協議又は調整する事項について、専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月21日から施行する。

附 則（平成15年10月11日 調整第11号）

この規程は、平成15年10月11日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名	職 名
幕別町	助役 企画室長 企画室参事
更別村	助役 総務課参事 産業建設課参事
忠類村	助役 総務課長 企画課長